

五 福祉環境の向上

(一) 福祉行政

民生委員

民生委員法（昭和二十三年四月法律第一九八号）に基づく制度であるが、戦後の混乱した社会情勢のなかで、生活困窮者の相談相手となり、また自立更生の道を開くなど民生の安定に大きく寄与した。

昭和二十二年五月、新憲法の施行により国民の生存権が国家の責務とされる様になってからは、生活保護法（昭和二十五年法律第一四四号）の補助機関として、その職務は重要性を増した。委員の委嘱については町長が町内識者に委嘱した民生委員推薦会が候補者を推薦し、県の地方社会福祉審議会の審査を経て知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっている。

久保田町民生委員・児童委員名簿（平成十三年十二月一日現在）

氏名	住所	委嘱年月日	担当地区
中尾 正人	大字徳万二〇	平成 十三・十二・一	町東・徳間・徳久

山田 末男	〇〇三〇九一	〇 十・十二・一	町西・快方
成清 虎男	〇〇八〇三	昭和五十五・十二・一	小路
石井 清美	〇〇新田二〇九	平成 七・十二・一	草木田・麦新ヶ江・桜木
鍵山 百合子	〇〇徳万九七二	〇 四・一・十八	中副・福島
香川 治義	〇〇新田八三四	〇 十三・十二・一	新田・大立野北
堤 忠	〇〇久富六一二	〇 十三・十二・一	大立野東・福富
山岡 孝	〇〇新田二三四九一二〇	〇 十三・十二・一	久富東・久富西
古賀 悦子	〇〇久富一七二七	〇 一・十二・一	搦東・搦西
藤木 保昌	〇〇江戸三三二	〇 十三・十二・一	江戸
下川 政子	〇〇新田一四二八一	〇 十三・十二・一	横江
鶴丸 鉄弥	〇〇久保田一二四一	〇 十・十二・一	金丸・永里・下新ヶ江
島 君子	〇〇一三〇二二三	〇 十三・十二・一	上新ヶ江・福所
東島 房子	〇〇久富一九三四	〇 七・十二・一	上恒安
村岡 順一	〇〇久保田一四一八一二	〇 四・十二・一	久保田宿・下満
古賀 祥之	〇〇徳万一七四四	〇 七・十二・一	北田

主任児童委員

氏名 住所

委嘱年月日

担当地区

徳永 壽子 大字久保田六三一 平成 十二・七・十九 久保田町全域
鶴丸 敏江 久保田八四〇―三 十三・十二・一 久保田町全域

生活保護

新憲法が制定される以前は、国民の生活権の保障という考えかたはなかった。現在の憲法は、国民の基本的な権利の一つとして生存権を保障し、誰でも最低生活の保障を権利として、主張することができることとなった。憲法第二十五条に「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されている。国民に健康で文化的な最低生活を保障することは国の義務となった。

この憲法によって保障される生存権を、実体的に具現するための制度の一つとして制定されたのが、生活保護法である。生活保護法第一条に「この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」としている。

本町における、生活保護世帯の数は一〇世帯程で大きな変動はないが、社会の急激な変動のなかで、特に高齢者世帯の増加、経済界の不安定、企業の不況等によるリストラ等で失業率の高まる今日、生活保護世帯の増加が懸念される。

1 町の福祉対策

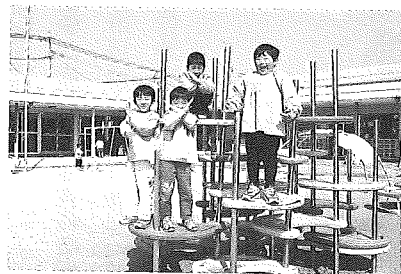
憲法第二十五条「個人の尊重と公共の福祉」には、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。と明記している。これに基づいて国や地方公共団体では、法律や条例を制定し、福祉行政を進めている。久保田町では、「健康で心安らぐ、思いやりのある福祉のまち」を目指している。

重点目標

- ・健康づくりの推進の町
- ・疾病の予防を推進する町
- ・健康で元気な高齢者の社会参加による生きがいのある町
- ・弱者への思いやりのある福祉の町

児童福祉

福祉行政
児童福祉法が制定されたのは、昭和二十二年十二月十二日法一六四号で、施行が翌年一月一日である。その第一条には、①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。②すべて児童は、ひとし



久保田保育園児

くその生活を保護され、愛護されなければならない。
第二条には、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任をおうと述べている。

児童福祉法の児童とは、満一八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- ① 乳児 満一歳に満たない者
 - ② 幼児 満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者
 - ③ 少年 小学校就学の始期から、満一八歳に達するまでの者
- 保護を要する児童とは

- ① 身体の発達または、機能に障害のある者
- ② 精神の発達または、機能に障害のある者
- ③ 養育環境などに障害や問題のある者
- ④ 反社会的または、非社会的な問題行動のある者
- ⑤ 保育に欠ける児童

相談・保護の実施機関

- ① 中央児童相談所
- ② 子ども家庭一〇番（総合福祉センター内）
- ③ 家庭児童相談室・身体障害児療育相談・長期療養児療育相談



保育所 花音 (久富)

児童手当等の支給について

① 児童手当

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。（就学前までの児童を養育している人に支給）

② 児童扶養手当

児童の心身の健やかな成長に寄与するため、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯の母親または、母親に代わって児童を養育している方。（一八歳まで）

③ 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある在宅の二〇歳未満の児童を養育している方。

④ 障害児福祉手当

日常生活に常時の介護を必要とする二〇歳未満の重度障害児に対して支給

児童福祉施設

児童福祉法第三五条「設置」①国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置するものとする。②都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。③市町村その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。④都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聞き、市町村に対し、児童福祉施設の設置を命ずることができる。

⑤児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。⑥市町村その他の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、政令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

施設は、助産施設 乳児院 児童養護施設 知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 虚弱児施設 肢体不自由児施設 児童自立支援施設 重症心身障害児施設 母子生活支援施設 児童厚生施設 保育所等である。

在宅福祉事業

身体障害児育成医療給付事業 児童補装具給付事業

母子・寡婦福祉

・母子家庭 — 死別、離別等で、夫のいない状態となった方が、二〇歳未満の子供を養育している家庭
・寡婦 — かつて母子家庭の母であった者で、子供が成人したのち、なお配偶者のない状態にあるもの
・母子家庭・寡婦の方の経済的自立対策事業として、次の福祉資金の貸し付けをする。



楽しい親子旅行

福祉資金貸付金（事業開始資金・技能習得資金・就職支度資金・住宅資金・修学資金）
・母子家庭など医療費助成

・児童扶養手当

身体障害者福祉

・身体障害者

一八歳以上で県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者

・視覚障害で永続するもの

・聴覚または平衡機能の障害で、永続するもの

・音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

・肢体不自由

・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能ヒト免疫不完ウイルスによる免疫の障害で、永続し、かつ日常生活が著しい制限を受けると認められるもの

在宅福祉事業

- ① 日常生活用具給付及び貸与
- ② 補装具の給付

・生活福祉資金

その他の社会福祉

- ① 精神機能全般に発達障害と異常があること
- ② 知能障害があること
- ③ 社会適応障害があること
- ④ 症状が、ある程度固定しているように見えること
- ⑤ 発達中（概ね一八歳までに）の障害であること

* 身体障害者と同等の対策事業がある。



外出支援サービス車

知的障害者

知的障害者福祉

- ① 通院公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請受理
- ② 福祉サービスの利用に関する相談・助言
- ③ 居宅支援事業の実施

他の精神疾患を有する者となっている。

平成十四年度より法改正により、市町村の役割が明確になり、次の役割を負うことになる。

精神保健福祉

- ③ 訪問介護員（ホームヘルパー）の派遣
- ④ 短期入所事業（ショートステイ）
- ⑤ 更生医療の給付
 - 身体障害者が、更生のために必要とする医療（更生医療）を給付し、その障害を除去し、または軽減して職業能力を増進し、また日常生活を容易にすることを目的とした医療。
- ⑥ 重度心身障害者医療費補助
 - 保健の向上と福祉の増進のため、医療費の一部を助成する。
- ・手当での支給
 - 障害者の生活を支えるために、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童手当、児童扶養手当等がある。
 - 年金制度として、障害基礎年金・障害厚生年金がある。
- ・施設福祉
 - 施設の入所、雇用・就労促進、料金の割引・免除、税の免除・減免、身体障害者更生援護施設として、肢体不自由者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉センター・小規模作業所等がある。

この対象となるものは、精神分裂病、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その

低所得世帯や障害者世帯、高齢世帯等が、生活費や修学費などに困ったとき、一般の金融機関よりも低利で資金を借る制度がある。

この他、婦人の保護更生・婦人保護施設の入所等にも配慮している。

災害救助

一定以上の災害が発生した場合に、応急的に必要な救助を行い、災害者の保護と社会秩序の保全を図る。

老人福祉

戦後の老人の生活は、社会環境の急変と地域・家庭環境の変化により不安定なものとなり、さらに高齢人口の増加の傾向と相俟って、国民の老人問題への関心が高まり、老人福祉のための対策強化が強く要請されてきた。

このような状況に対応し、国では老後における所得保障の体制を整えるために、昭和三十四年には国民年金法が制定され、昭和三十八年七月には老人福祉法の制定をみ、老人に対し、心身の健康の保持および生活の安定に必要な措置として、健康診査、老人ホームへの収容、老人福祉施設の整備などの具体的な施策を実施し、老人の福祉を図ることとした。

今日、人生八〇年の長寿時代の到来という、世界でも類例のない高齢化が進展している。このような状況の中で、二二世紀の高齢社会を展望し、住民参加の福祉行政が進められることが急務となってきた。久保田町では、平成十二年三月「久保田町高齢者保健福祉計画」を策定し、平成十二年四月スタートの介護保険の事業計画と連携・整合性を図っている。

「健康で心安らぐ、思いやりのあるまちづくり」を基本理念とし、寝たきり予防の推進、心のケアまで含めた生きがい対策、在宅生活重視の施策、地域ケア体制の構築、質の高いサービスの提供の五本の柱を基に高齢者の生活全体の向上を図る計画である。

久保田町では、これまで町域という視点で高齢者の保健福祉に取り組んできたが、介護保険制度の導入により佐賀中部広域連合圏という広域的観点から高齢者対策を策定、「久保田町高齢者保健福祉計画」と「佐賀中部広域連合介護保険事業計画」との施策の方向性を統一化、両計画の連携・整合を図ることにした。

久保田町老人保健福祉計画策定委員会委員名(平成十二年三月現在)

職名・団体名	氏名	備考	職名・団体名	氏名	備考
中部福祉事務所	北島 知春		身体障害者福祉会会長	松尾 正男	
佐賀中部保健所長	太田記代子		特別養護老人施設代表	宮原恵美香	南鷗荘長
町議会議員代表	御厨 俊幸		民生児童委員総務	成清 虎男	
町医師会代表	島田 興人		社会福祉協議会事務局長	古賀 比高	
老人クラブ連合会長	中野 和		町助役	古賀 善行	
部落長会会長	池田 巽		教育長	関 曉夫	
婦人会会長	蘭 和子		保健福祉課課長	南里 強	

2 高齢化の現状と対策

人口構造とその推移

久保田町の人口推移は、昭和六十年に六、七三三人、平成七年で七、四五六人と一〇年間で七三三人、およそ一〇・七％の増加となっている。一方、高齢者人口の推移は、昭和六十年に九三八人、平成七年は一、二八五人と一〇年間で三四七人、三七・〇％の増加となっている。このことは、高齢化率（総人口に占める六五歳以上人口の割合）の上昇へとつながり、昭和六十年より平成七年の一〇年間で高齢化率は、およそ一・二倍（一三・九％→一七・二％）になっている。

平成十年の総人口は八、〇六五人、介護保険制度において第二号被保険者となる四〇〇六四歳人口は二、五八三人、六五歳以上の人口は一、四二一人となっている。また、高齢化率は一七・六％となっており、佐

久保田町年齢区分別人口

（上段：人数、下段：総人口に対する割合）

	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)
総人口	6,733 100.0%	6,644 100.0%	7,456 100.0%	8,001 100.0%
0～14歳 (年少人口)	1,398 20.8%	1,273 19.2%	1,459 19.6%	1,441 18.1%
15～64歳 (生産年齢人口)	4,397 65.3%	4,272 64.3%	4,712 63.2%	4,984 62.3%
40～64歳人口	2,126 31.6%	2,232 33.6%	2,436 32.7%	2,584 32.3%
65歳以上人口	938 13.9%	1,099 16.5%	1,285 17.2%	1,571 19.6%
64～74歳 (前期高齢者)	565 8.4%	596 9.0%	708 9.5%	885 11.1%
75歳以上 (後期高齢者)	373 5.5%	503 7.6%	577 7.7%	686 5.7%

※昭和60年～平成12年の値は国勢調査より。また、年齢不詳があるため、「総人口」と「各年齢区分別人口の計」は必ずしも一致しない

賀県の値一九・三％より低いものの、全国値一六・二％より高くなっている。

町の高齢化率は、平成十三年一月一日現在では、更に増加。町の総人口八、一三三人に対し高齢者人口（六五歳以上）一、五五七人で高齢化率は一九・一七％と年々高くなっている。

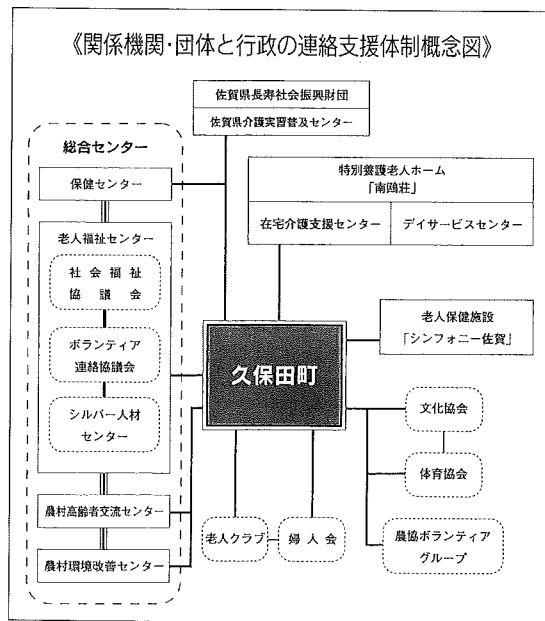
関係機関及び関係団体との連携

久保田町の高齢化率等を考慮すると、今後、高齢者が住み慣れたこの町で安心して生活していくためには、公的サービスのみでは不十分と思われる。したがって、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、老人クラブ、婦人会、ボランティア・NPO、民間企業等の関係機関及び関係団体との連携を図りながら、高齢者に対する施策を展開している。

福祉行政

さらに、情報が行き届きにくいひとり暮らしのお年寄りを想定し、民生委員等による情報提供や申請代理などについて配慮することが望まれる。また、

《関係機関・団体と行政の連絡支援体制概念図》



3 介護保険

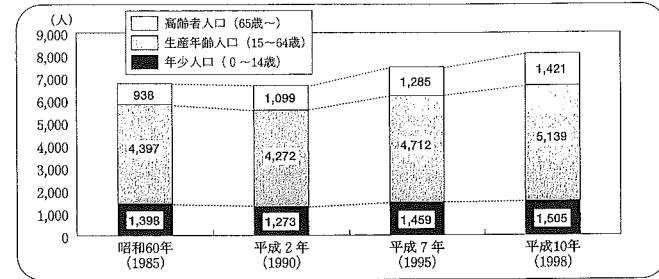
我が国では、高齢化の進展に伴い、寝たきりや痴呆などにより介護を必要とする人が急激に増加している。平成九年度に公表された「日本の将来推計人口の中位推計」によると、二〇二五年には高齢者人口が三三二二万人でピークに達するが、その後も高齢化率はさらに高まり、二〇五〇年には全国で「三人に一人が六五歳以上」という超高齢社会が到来すると予想されています。高齢化の進展に伴って要介護の人数もさらに増加するものと予測される。介護期間の長期化や、介護する家族の高齢化等の問題も深刻で、介護の問題が老後の最大の不安要因となってきた。

平成九年十二月、これまでの医療と福祉に分かれた高齢者介護に関する制度を再編成し、利用しやすく、公平で効率的な社会支援システムを構築し、要介護状態の人たちが、能力に応じ自立した生活ができるように、必要に必要な保健医療サービス及び福祉サービスに関わる給付を行い、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする、介護保険法（平成九年法律第一二三号）第一章第一条に社会保険制度として「介護保険制度」が創設され、平成十二年四月から実施されることになった。

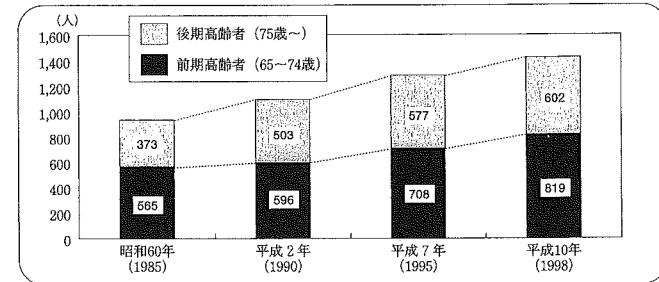
この「介護保険制度」を円滑に実施するために、国は基本方針を定め、各市町村はこの基本方針に即して三年ごとに、五年を一期とする「市町村介護保険事業計画」を定めることになった。

ボランティアやNPO（民間非営利団体）育成の推進、民間企業等に積極的な参入を呼びかける。

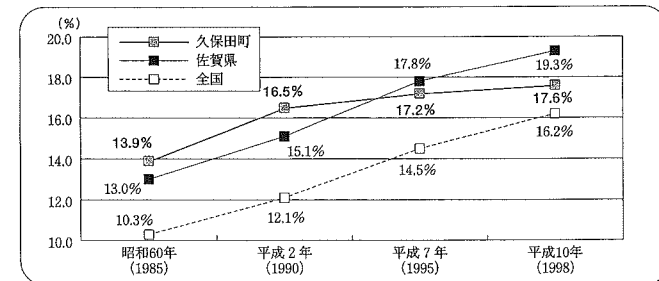
久保田町における年齢3区分別人口の推移グラフ
(年少人口・生産年齢人口・高齢者人口)



久保田町における高齢者人口(前期・後期)の推移グラフ

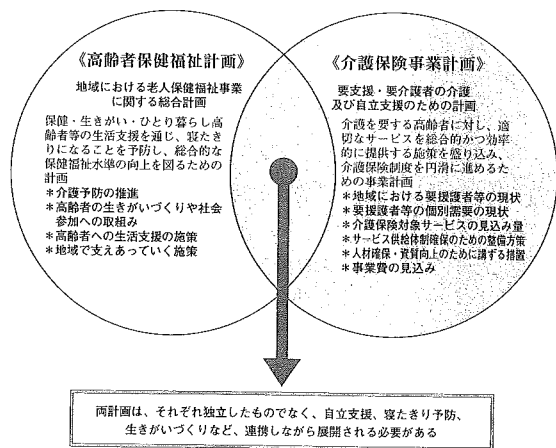


久保田町・佐賀県・全国の高齢化率の推移比較グラフ

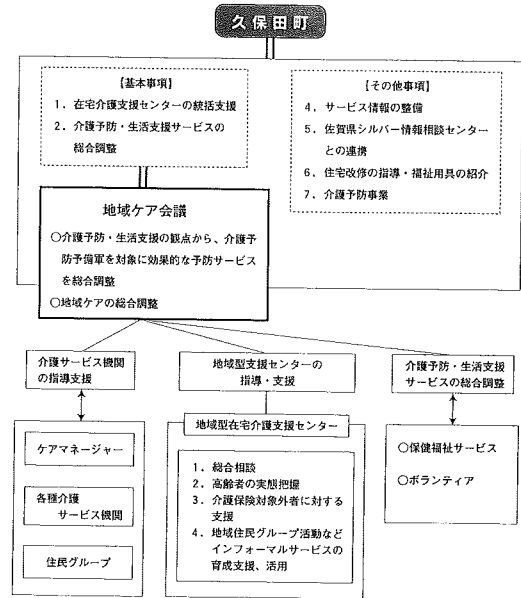


※昭和60年～平成7年の値は国勢調査値
 ※平成10年の久保田町の値は住民基本台帳より（平成10年3月31日現在）、
 佐賀県・全国の値は総務庁統計局による推計値（平成10年10月1日現在）

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図



◎ 地域介護予防・生活支援システム



など、要介護者の保健医療または福祉に関する、他の法律の規定による計画との調和を保つように作成した。
 また、本計画は本町における高齢者に関する政策全般の計画であり、その内容においては、「佐賀中部広域連合介護保険事業計画」と連携及び整合性を図っていくことになる。

- 久保田町高齢者保健福祉計画
- 本町の総合計画との整合性に留意し、医療法に規定される医療計画や国民健康保険法に規定される安定化計画
- 佐賀市
 多久市
 佐賀郡（諸富町、川副町、東与賀町、久保田町、大和町、富士町）
 神埼郡（神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村、脊振村、三瀬村）
 小城郡（小城町、三日月町、牛津町、芦刈町）



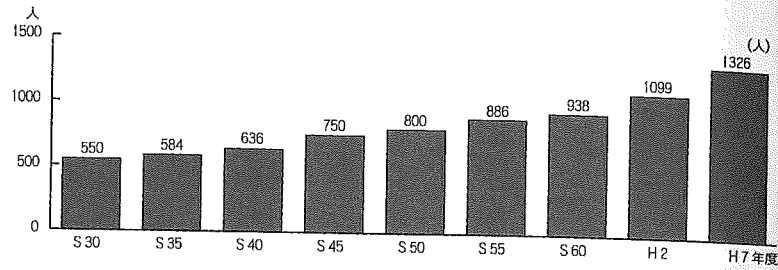
佐賀中部広域連合
 (佐賀市大財別館 F2・3)

佐賀中部広域連合

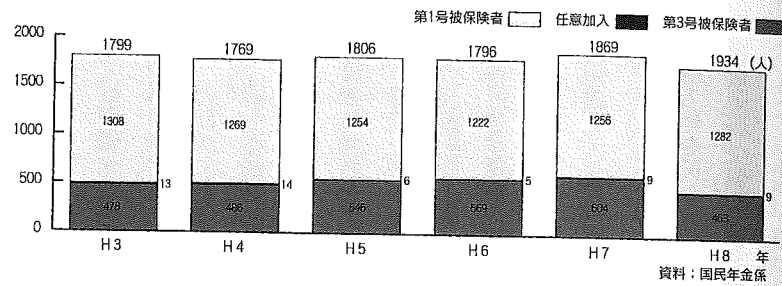
介護保険制度を円滑に導入し、必要なサービスを公平に提供するためには、地域住民にもっとも身近な市町村が保険者となり、地域の限られた資源を有効に活用して取り組むことが重要である。しかし、地域内のサービス提供体制の現状や高齢者の状況、ニーズなどを考えたとき、個々の市町村で実施することは困難な面もあるとおもわれる。そこで、佐賀市を中心とする地域内の高齢者のニーズに沿った広域的観点から、サービス提供体制の構築や保険料の平準化を図ることを目的とし、関係市町村が一体となって「佐賀中部広域連合」を設立、「佐賀中部広域連合介護保険事業計画」を策定し、合理的、効率的で、住民に身近な介護保険制度が実現した。

国民年金

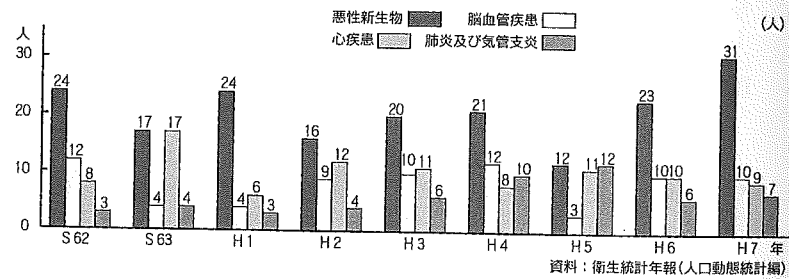
老年人口（65歳以上）（国勢調査）



国民年金加入状況



主要死因別数の推移



(二) 国民年金

わが国は、戦後の生活環境の変化や医療の発達によって、日本人の寿命は急速に伸び、平成十三年度の平均寿命は男七七・七二歳、女八四・六〇歳となり、人生八〇年時代といわれるようになった。こうしたことから老後生活の支柱となる、公的年金制度の役割は一層重要となっている。

国民年金制度は、国民年金法（昭和三十四年四月）の成立によって、従来の年金制度に加入できなかった農林漁業者や自営業者もこれによって年金を受給できる制度が確立された。

また、これにより高齢者（七〇歳以上）や身障者、母子世帯に対し、全額国庫負担による年金支給が開始された。これは経過に拠出制度を補う無拠出の年金で、福祉年金といわれており、昭和三十四年十一月一日から支給されているものである。

昭和三十四年十一月一日に於いて、七〇歳には達していないが、拠出制国民年金の発足した昭和三十六年四月一日において五〇歳を超える者（明治四十四年四月一日までに生まれた者）には、七〇歳に達したときから老齢福祉年金が支給されているもので、拠出制は同三十六年から始まり二〇歳～五九歳までの者すべて強制加入となった。

当町における国民年金受給状況は左表のとおりである。

昭和六十一年四月に年金法の改正が行なわれたが、従来わが国の年金制度はその沿革、対象者の職域の違いな

どから三種類七制度に分かれていたが、産業構造、就労構造の変化によって運営の基盤が不安定になる制度も出てくることから、その基盤を整えることになった。

新しい年金制度では、基礎年金を導入したことで被用者年金制度に加入しているサラリーマンとその被扶養の妻もすべて国民年金に加入し、年金を受けられるようになった。

(三) 社会福祉協議会

昭和三十三年三月二十五日、全村の世帯主を会員として、久保田村社会福祉協議会が発足し、生活困窮者の援護・老人、児童および母子福祉、その他社会福祉の増進を組織活動によって推進し、明るく豊かな村の建設を目的として設立された。当日は、村内各種機関団体の代表七〇名が、役場会議室に集まり規約・事業・予算等、白熱した討議があり、会長に村長村田隆長を、副会長に議会議長の下平多作、遺族会長原口勘六を選任した。なお、事務担当は役場横尾厚生主任とした。

その後、社会情勢の激しい変遷のなかで、住民意識も大きく変化し、福祉に対する需要は高度で多岐に亘り従来の対応では困難な問題が多くなってきた。

久保田町では、町民の様々な欲求に答えるため法人化を図り、昭和五十三年十月十六日認可され、「社会福祉法人久保田町社会福祉協議会」に名称を変更し、事務所を久保田町老人福祉センターに置く。このような経過のなかで、町民に親しまれる社会福祉事業の実践、サービスの体制が整った。

役員

会長	川副 綾男	理事	蘭 和子	理事	松尾 正男
副会長	中野 和	〃	村岡 順一	〃	西岡 正博
理事	池田 巽	〃	成清 虎男	〃	高岸 範雄
常務理事	古賀 比高	事務局長	古賀 比高	書記	横尾富士枝
監事	塚原 弘久・鶴 一榮				
事務員	江原 真一	シルバー人材センター就業開拓相談員	大山 道二		

①生活(低所得)福祉 児童遊園地遊具の共同募金からの配分

心配ごと相談事業 子供クラブ連絡協議会への援助

生活福祉資金貸付事業 福祉施設入所者の歳末訪問

福祉資金貸付事業 ③母子・父子福祉

困窮者の一時的援助、歳末見舞金 母子寡婦福祉会への援助

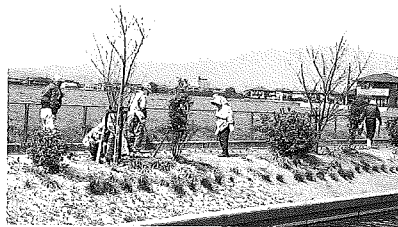
祭壇貸付事業・福祉サービス 一日お父さんお母さん行事の協力

広域共同化事業 ④心身障害児(者)福祉

②児童福祉 身体障害者協会への援助

新生児の誕生証書「寿」の贈呈 手をつなぐ親の会への援助

児童福祉週間ポスターの配分 ギャッジベッド及び車椅子貸出



横江川除草(シルバー人材センター)

- 福祉施設入所者への歳末訪問
- 在宅要援護者への歳末義援金贈呈
- 困窮者等への一時的援助
- ⑤ 調査・ボランティア・大会等
- ボランティア連絡協議会の育成
- 保健福祉大会
- ボランティア協力校への援助
- 敬老会への記念品贈呈
- ⑥ 介護予防生活支援事業
- ⑦ 日赤募金事業への協力
- ⑧ シルバー人材センター事業
- ⑨ 給食サービス事業
- ⑩ 研修
- 役員員先進地視察研修

(四) 社会福祉関係団体

1 老人クラブ

町が実施している、生きがい対策の一環として老人クラブ活動の促進がある。老人クラブは、老人が経験と知識を生かし、地域社会における社会奉仕活動、または創造的活動に参加することによって、その役割を開発し、老後の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものにする老人の集団である。

久保田町老人クラブ連合会

昭和三十八年七月老人福祉法の制定により、県は各地で老人大学等を開催、久保田村老人代表として下満の古賀忠一が、県・郡などの会合に出席、村内の老人クラブの結成に奔走した。昭和三十九年五月上旬、下満と下新

ヶ江に日と同じくして老人クラブが誕生した。その後、村内にクラブ結成の気運が高まり、昭和四十三年には村内約半数の部落に老人クラブが結成された。町当局の暖かい指導・援助により、同年五月四日、町老人クラブ連合会結成式・老人クラブ大会が挙行され、初代会長に古賀忠一（下満）が就任した。昭和四十六年には老人クラブ加入率一〇〇%となり、県内で有数のクラブに成長した。

歴代会長

初代 古賀忠一 (七年)	昭和四十三～四十九	六代 関 咸一 (六年)	昭和五十八～六十三
二代 藤瀬 登 (二年)	夕 五十	七代 南川徳次 (二年)	平成 元～ 二
三代 高森丈夫 (二年)	夕 五十一	八代 古賀清吉 (八年)	夕 三～ 十
四代 大坪辰二 (四年)	夕 五十二～五十五	九代 中野 和 (三年)	夕 十一～ 現在
五代 田中今朝六 (二年)	夕 五十六～五十七		

世界に類例のない高齢社会を迎えた今日、厳しい情勢の下で、健康で明るい長寿社会を実現するため、社会の変化に順応する高齢者をめざすことが大切である。老人クラブ連合会では、自らの努力精進により生きがいのあふる豊かな生活を模索し、二一世紀初めの重大な局面の改革に微力を捧げることがを、誇りにする老人クラブでありたいと願っている。

重点目標

- ① 高齢者の健康づくりと・予防活動の推進
- ② 生きがいグループの自主的活動の奨励
- ③ 友愛ヘルプ事業の充

単位クラブの現状

H13.4.1現在

部 落	クラブ名	男	女	合計	会長名
1 町 東	鶴 亀 会	9	22	31	古賀 信幸
2 町 西	日 の 丸 会	15	22	37	馬 渡 淳
3 徳 間	湧 泉 会	10	20	30	岸川 企良
4 快 万	松 寿 会	19	21	40	原田 参次
5 小 路	陽 春 会	32	40	72	高森慶次郎
6 草 木 田	清 流 会	11	24	35	大坪 三郎
7 中 副	竜 宮 会	26	30	56	森 賢一
8 新 田	新 寿 会	20	25	45	堤 良二
9 大立野北	慈 雲 会	15	26	41	藤戸 正行
10 大立野東	長 生 会	15	33	48	今泉 憲司
11 福 富	若 松 会	20	29	49	御厨 了
12 久 富 東	寿慶クラブ	27	36	63	手塚 土雄
13 久 富 西	光栄クラブ	23	46	69	古川 秀一
14 搦 東	えびす会	15	23	38	中尾 治雄
15 搦 西	長 寿 会	25	24	49	原田 伝
16 江 戸	福 寿 会	25	41	66	古川 春善
17 横 江	共 楽 会	13	25	38	草津 学
18 金 丸	金 寿 会	14	16	30	江頭 弘
19 永 里	永 寿 会	19	22	41	鶴丸 鉄也
20 下新カ江	長 寿 会	23	34	57	古賀 治八
21 福 島	福 友 会	11	13	24	川副 敏文
22 上新カ江	寿 会	23	30	53	古賀 政春
23 福 所	福栄クラブ	21	29	50	大坪 俊治
24 上 恒 安	むつみ会	14	18	32	鶴丸 良幸
25 久保田宿	弥生クラブ	14	21	35	江越 テル
26 下 満	高 砂 会	22	26	48	南里 一夫
27 北 田	長生クラブ	28	43	71	今泉 辰国
	合 計	509	739	1,248	

久保田町における、単位老人クラブの結成は昭和三十九年に始まり、昭和四十六年には町内全域に単位クラブが結成された。各クラブには、会員の願いをこめた名称があり、会長、副会長、庶務・会計、女性部等々クラブの実体に応じた組織・運営が工夫されている。

単位老人クラブ



老人クラブ大会



ゲートボール

実・強化 ④女性指導者の積極的な役員登用 ⑤社会に貢献するボランティア活動の推進 ⑥高齢社会を支える
社会保障制度の充実

クラブ数 二十七クラブ 会員数 一、二四八(平成十三・四・一現在)
平成十三年度役員

会 長 中野 和 常任理事 古川 春善 監 事 田中 直人 女性部幹事 南川 スエ
副会長 南里 一夫 古賀 政春 草津 和代 古賀喜代子
高森慶次郎 藤戸 正行 女性部副部長 前山スナエ 古賀美津江
古賀 好子(女性部長) 御厨 美子 事務局長 山口 猛

活動情況

会 議 理事会年七回 常任理事会・女性部合同会議二二回 評議員会二回 監事会二回
事 業 花苗配布年二回 くぼた老友発行年四回 花壇コンクール一回 初盆参り ベタンク大会一回
老人クラブ大会一回 ゲートボール大会四回 グラウンドゴルフ大会四回 趣味の作品展一回
理事研修視察 会員親睦旅行 女性部研修視察 全国一斉社会奉仕の会 歩け歩け大会(小城)
郡評議員会・役員会 県評議員会 年末助け合い運動 友愛訪問 福祉施設訪問
交通安全教室 租税教室 思斉館大学・県高齢者大学参加奨励 サークル活動(二〇サークル)

各クラブでは、月に一回〜二回の例会を開き、相互の親睦を深め、神社、仏閣の清掃活動や道路の空缶ひろいや花壇作り等、社会奉仕活動にも積極的に取り組んでいる。また、生きがい活動としてのサークル活動も盛んである。講師を迎えての自主研修に取り組んでいるクラブもある。会員が最も関心を持っているのは健康である。薬や健康講座にはよく参加する。また、健康を維持するために、ゲートボール・グラウンドゴルフなどの協会に加入しているところもある。活動費は、会費、町補助金、町老連助成金その他である。

2 遺族会

明治維新以来、数度の戦役、事変において国難に殉じた戦没者遺族の会で、英霊の遺徳を永く後世に伝えるとともに、戦没者遺族相互間の意識の高揚や援助等福祉の増進に努めている。

町関係戦没者は三七六柱で、会員数は二〇五人となっている。毎年慰霊祭が町主催で、神式、仏式交互に行われていたが、その後、「英霊にこたえる会」が主催するようになつた。

昭和三十一年五月、旧思斉小学校奉安殿跡に「忠魂碑」が建立され、戦没者の名前を銅版に刻み、国や世界平和を願ひ犠牲になられた御霊を顕彰することになった。

香椎神社境内には、日清戦役記念碑、日露戦役記念碑が建てられている。平成十三年十一月、英霊にこたえる会により、戦没者の冥福を祈り、世界の平和を願う「平和の礎」が建立された。

歴代会長

初代 原口 勘六	昭和四十五年三月
二代 中島 松治	昭和四十五年四月
三代 水町 良治	昭和五十一年四月
四代 川野 順二	昭和六十一年四月
五代 原田 参次	平成六年四月
	現在

3 身体障害者福祉協議会

身体上の障害があり、身体障害者手帳の交付を受けた者を対象としている会で、昭和五十七年から現在の名称になった。平成十三年四月現在の手帳保持者は三五〇人で、会員は二〇七人となっている。

身体障害者の福祉については、昭和二十五年四月の身体障害者福祉法の施行にともなうて、医療、更正その他の面において相談、指導が各機関によって行われているが、身障者自身が相互に連帯を深め、自らの手によって自立、更正を図るために結成されたもので、身障者スポーツ大会への参加、福祉懇談会、心配ごと相談、施設慰問事業等に活躍している。

歴代会長

初代 原田 四郎	(町東)	昭和三十四年四月	昭和四十二年三月
二代 江口 峯吉	(町西)	昭和四十二年四月	

- 三代 水町 清次 (金丸) 昭和四十二年四月～昭和五十六年三月
- 四代 塚原 次郎 (久富東) 〃五十六年四月～〃六十年三月
- 五代 下平 裕也 (町西) 〃六十年四月～平成十年三月
- 六代 松尾 正男 (大立野北) 平成十年四月～ 現在

4 母子寡婦福祉連合会

母子家庭の母親及び寡婦を対象としている会で、生業の問題や児童の養育、住宅、就職等について相互に連絡協力し合って生活の安定、福祉の向上増進に努めている。この会の前身は「みゆき会」と称して、昭和二十五年に戦没者の妻で組織され、初代会長に福田ヨシ(佐賀市)が就任。昭和三十九年六月には母子福祉法が成立し、同四十四年には、四十歳以上の寡婦を対象に寡婦福祉資金貸付制度が創設され、昭和五十七年四月一日から、「母子及び寡婦福祉法」が施行される等、母子家庭、寡婦の自立促進と生活の安定を図るため、総合的諸施策が法律で規定されるようになった。

町母子寡婦福祉会では、総会、高齢者生きがい健康づくり研修会、親と子のふれあい研修会、アバンセフェスタの参加、一日お父さんお母さん等の開催、その他、県内外会議・研修会に参加している。会員二〇人。

歴代会長

初代 江口 ヨシ (町西)

昭和四十八年三月

- 二代 阿南 ヨウ (中副) 昭和四十八年四月～昭和五十四年三月
- 三代 松下トシエ (上新ヶ江) 〃五十四年四月～〃五十六年三月
- 四代 中島ミツエ (棚西) 〃五十六年四月～〃五十八年三月
- 五代 前田タミ子 (小路) 〃五十八年四月～平成元年三月
- 六代 吉富 百子 (徳間) 平成元年四月～〃二年三月
- 七代 楠田 尚子 (宿) 〃二年四月～ 現在

5 手をつなぐ親の会

精神薄弱者の子を持つ親の会で、精神薄弱者の自立更正を図るため、会員相互が協力している団体である。総会、例会などで情報交換をし、さんさん交流会(野外活動)サマースクール参加、作業所見学、その他研修会等に参加、バザーによる活動資金の募金などを実施、子供の将来生きる道を模索している。会員 一二人。

歴代会長

成富 福代

〃平成十一年三月

林田 幸子

平成十年四月～〃十一年三月

安永 敏子

〃十一年四月～

現在



九州地区母子福祉大会

6 久保田町ボランティア連絡協議会

地域で広く行われている社会福祉活動や事業に対し、これをよく理解し、共鳴し、他人から強制される事無く、本人の自由な意志に基づき、自分の技能、労力、時間を無報酬で提供する民間の社会奉仕団体である。今、様々な領域でボランティアの必要性が強く叫ばれ、様々な形で取り組みがすすめられている。

その背景となる要因は、①超高齢化社会の到来（長寿化、出生率の低下）②家族扶養機能の低下（核家族化、少子化、共稼ぎ家庭の増加）③地域の相互扶助機能の希薄化（連帯意識の低下）④新しい考え方の台頭（高齢者や障害者等を施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら生活することを、正常な社会のありかたとする考え方）

人々の福祉についての欲求が増大し、多様化する中で、活力ある社会福祉を進めていくためには、各種施策の充実と同時に、地域住民の、自助連帯の精神に基づき、日頃の福祉活動への参加が大切である。

会長 古賀 友芳 幹事 鍵山 百合子
 副会長 大久保 昌子 〃 永瀬 安子
 〃 森 ヨシ子 監事 橋本 季雄



小学校へお手玉寄贈 布の会

幹事 蘭 チヨ 監事 原田 イサ子

団体・グループ名	代表者名	会員数	団体・グループ名	代表者名	会員数
老連民踊クラブ	塚原 マツ	一四	書道会	原田イサ子	五
リズムダンスきらめき会	木下 満子	二三	六起会	横尾 繁雄	二八
食生活改善協議会	川野 良子	三三	〃 上地区	古賀 友芳	
久保田町母子愛育班	鶴丸ミドリ	三〇	〃 中地区	橋本 季雄	
大正琴愛好会	室中 和子	一六	〃 下地区	手塚 末芳	
さわやか会	蘭 チヨ	九	民生児童委員会	原 晃道	一七
文の会	鍵山百合子	一〇	思斉生活会議	森 ヨシ子	二五
茶千クラブ	永瀬 安子	三	華みずき会	原田 文代	八
布の会	大久保昌子	一二	久保田町民謡愛好会	船津丸静子	五
セラピーテックビューティーケア	馬渡 久子	四	童謡を歌う会	森 ヨシ子	三九
快万民謡クラブ	前山スナエ	五			

社会福祉関係団体

*久保田幼稚園・保育園の幼児から、思斉小・中学校の児童・生徒まで、ボランティア精神を身に付けて、社会に貢献できる人を目指し、学校教育の分野との連携を考慮している。

*各団体・グループで活動内容は、さまざまであるが、六起会はボランティアに専念するグループであるが、他

の団体・グループは、趣味として学んだ技能を生かして、子供や高齢者とのふれあいに、または施設訪問等に出演し喜ばれている。また、食生活の改善、地域の環境の改善等に積極的に取り組み実践して成果を挙げている。

(五) 社会福祉施設

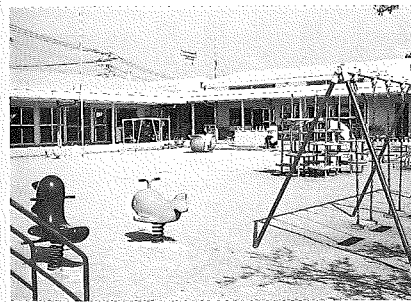
久保田保育園 (社会福祉法人 久保田福祉会)

児童福祉法第二四条、「乳児・幼児の保育」の規定に基づき、久保田町保育の実施に関する条例を定めている。

「保育所へ入所できる基準」

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒をみている者)が次のいずれかの事情にある場合。

- (1) (家庭外労働) 児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (2) (家庭内労働) 児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
- (3) (親のいない家庭) 死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- (4) (母親の出産等) 親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするの



久保田保育園

で、その児童の保育ができない場合

- (5) (成人の看護等) その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障害がある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合

- (6) (家庭の災害) 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合

園の特色

乾布摩擦で丈夫な体づくり

音楽を通じた豊かな情操教育

自然とのふれあいを学ぶ園外保育

保育方針

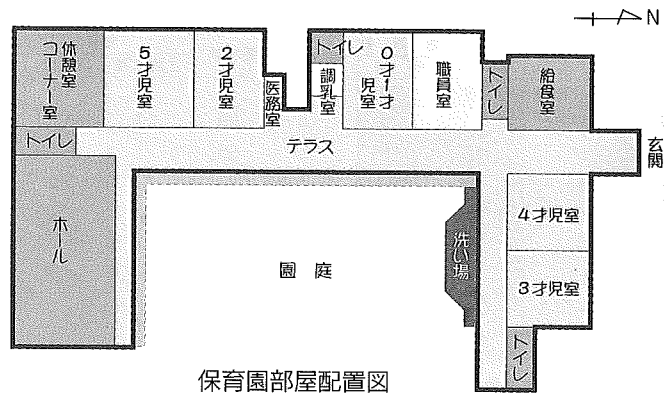
友達と、仲良く遊べる子供

きまりを守り、みんなと一緒に遊べる子供

我慢強く、最後までやり遂げる子供

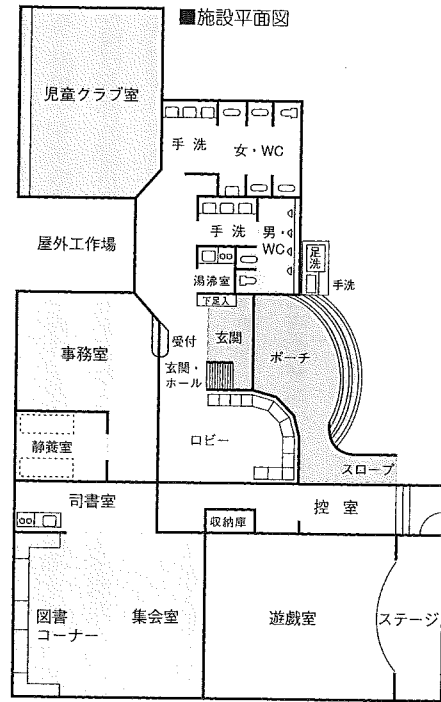
優しい心と、いたわりの気持ちを持つ子供

良いことは、進んでする素直な子ども

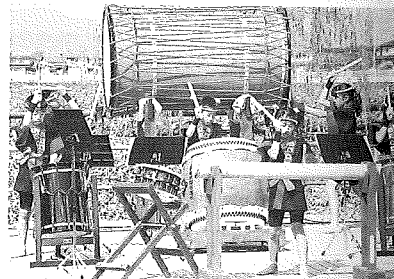


保育園部屋配置図

久保田町児童館



児童館



悠久太鼓

児童館の事業
健全な遊びをとおして児童の集団的、個別的指導に關すること。
子どもクラブ、母親クラブ等の地域組織化及び活動の育成助長に關すること。
留守家庭児童の保護的な育成指導に關すること。
その他、児童の健全育成に必要な活動に關すること。
利用者の範囲

町内在住の乳幼児、小学校、中学校の児童生徒、ただし、乳幼児については

久保田町児童館

地方自治法の規定に基づいて、平成五年三月十九日条例第七号に、久保田町児童館の設置が定められているが社会情勢の変化により、子供をめぐる家庭や地域の生活環境は、児童の健全育成のうえ憂慮される面も多くなってきた。特に、平日の留守家庭の子供の問題を解決する施設として設立された。

職員

園長	一名	看護婦	一名
主任(保育士)	一名	栄養士	一名
副主任(保育士)	一名	調理師	二名
保育士	二名	事務員	一名
歴代園長			
古賀 市次	昭和四十八・四〇	昭和五十五・三	
小寺 一郎	〳五十五・四〇	〳五十七・十一	
中野善四郎	〳五十八・一〇	平成 五・五	
木室 慶二	平成 五・六〇	〳 九・三	
藤井 節子	〳 九・四〇	現在	

保育園の園児数及び職員数

(単位：人 4月1日現在)

区分	職員数			園児数	年齢別園児数		
	総数	保母	その他		3歳未満	3歳	4歳以上
平成5年度	13	9	4	77	19	18	40
6	13	9	4	68	17	13	38
7	15	10	5	85	33	17	35
8	15	10	5	89	33	23	33
9	15	11	4	94(4)	24(3)	21	49(1)
10	14	11	3	105(8)	29(4)	20(2)	56(2)
11	16	11	5	100(7)	35(3)	18(2)	47(2)
12	18	13	5	114(6)	41(4)	25	48(2)
13	18	13	5	101(5)	37(1)	21(2)	43(2)

注() 書きは、管外保育委託の数
資料：保健福祉課

保護者同伴とする。

・子供会、母親クラブ等児童の健全育成を目的とする団体。

・前号に掲げる者のほか館長が利用を認めた者及び団体。

久保田町児童館運営委員会委員

委員長 古賀善行 町助役 委員 蘭 和子 町議会議員

副委員長 関 暁夫 町教育長 中野 和 町老人クラブ連合会長

委員 古賀研二 幼稚園長 満岡保徳 小学校PTA会長

藤井節子 保育園長 塚原勝子 中学校PTA会長

江頭敏男 小学校長 徳永壽子 主任児童委員

井上武夫 中学校長

児童館職員

館長 南里 強 (保健福祉課長) 児童厚生員 三名

週・月行事

体育教室、フロム・ママ・ドリーム、チャイルドクラブ(育児・幼児教室)

お茶クラブ・悠久太鼓クラブ・折紙教室

ふるさとわが町探検隊、その他、季節にあつた行事を実施する。

利用状況

児童館利用状況 (平成8年～平成13年)

年度	開館	幼児	小学生	中学生	保護者その他	総計	平均	行事
8	237	963	12,708	147	3,377	17,195	72	28
9	226	1,400	14,066	93	7,082	22,641	100	26
10	229	2,276	15,535	64	9,287	27,173	116	29
11	210	2,908	17,906	67	11,064	32,001	152	45
12	232	2,986	18,808	56	11,983	33,833	144	54
13	175	2,237	13,389	54	9,452	25,132	148	46

*平成13年度については、12月末まで

平成十二年度一年間の利用者数は、三万三三三三人、一日平均は一四四人で、開館日数は二二二日である。保護者その他のなかには、送迎なども含まれているが、幼児の利用者数が最も多く、次に小学生が多い、中学生も数は少ないが利用している。サークル活動や、イベントを開催する日等は利用者が増える。

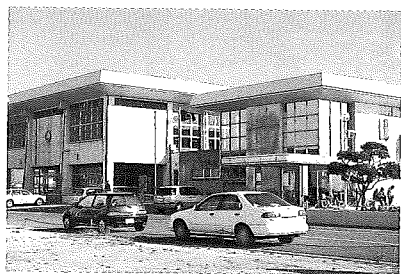
家庭や子供の事情で、毎日継続利用する者と時々利用するものとさまざまであるが、最近始まった「悠久太鼓」は人気の的で、子供の人気もよく、各イベントの出演依頼が多い。

(六) 総合センター

町民一人一人が健康で、生き甲斐のある生活を目指して、研修・研究、レクリエーション・スポーツ・趣味を楽しむ場として、また、生活改善や健康・福祉の増進として活用され、住みよい久保田町の創造を期待している。

町では、昭和五十五年五月に農村高齢者交流施設を建設、同五十六年四月には老人福祉センターを建設、さらに、同五十七年九月には農村環境改善センターをと、三年間に三大事業が完了した。

保健施設としては、昭和五十四年二月に母子健康センターを開館し、約二〇年間利用されてきたが、時代の変遷と利用者の要望にこたえ、平成十二年二月保健センターが新築落成した。



農村環境改善センター

農村高齢者高齢者交流施設

昭和五十四年度の国庫補助事業「農業村落振興緊急対策事業」により建設。国の単年特別措置によるもので、

予算総額 七〇〇〇万円

竣工 昭和五十五年五月

老人福祉センター

地方自治法の第二四四条の二の規定に基づき設置された、老人福祉センターで、地域の老人に対して心身の健康の推進、教養の向上等を図ることを目的としている。

敷地面積 三、三七〇平方メートル 総事業費 一億一、四〇九万円

竣工 昭和五十六年四月

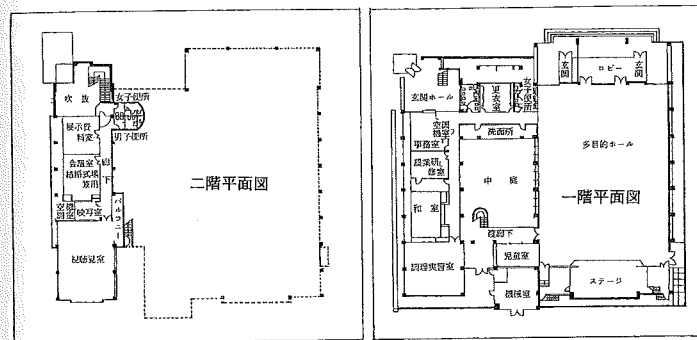
農村環境改善センター

農業経営及び生活の改善合理化、健康の維持増進等を図り、地域の連帯感の醸成と農村環境の整備を組織的に推進するための総合的な多目的な施設である。

敷地面積 五、二〇〇平方メートル

屋外付帯施設 ゲートボール場（二面）・駐車場

総事業費 三億五、九五六万円



農村環境改善センター平面図

竣工 昭和五十七年十月

構造 鉄筋コンクリート二階建（全館冷暖房完備）

建築延面積 一、四三九平方メートル 一階には七〇〇人収容できる体育館兼用の多目的ホール、調理実習室、和室農事研修室、児童室。二階には視聴覚室（二〇〇人収容）、結婚式場兼用の会議室、展示室等。

保健センター

少子高齢化社会を迎え、保健福祉サービスに対する需要は多種多様化している。町では地域住民の欲求に応えるため、町民の健康保持、保健指導などの保健福祉活動の拠点として、久保田町保健センターの建設に着手し平成十二年二月に完成した。

保健センターは、主に健康づくりや母子保健の向上・推進のために活用し、社会福祉協議会や老人クラブとの連携・協力による福祉、保健一体となった「総合福祉・保健センター」を目指す。

着工 平成十一年七月 竣工 平成十二年二月

構造 一階平屋建 床面積七三〇・三平方メートル

総事業費 三億三〇〇万円



保健センター



老人福祉センター

治水事業の沿革は、昭和二十四年八月の大洪水をかえりみ二十五年から官人橋地点における計画高水流量を二、二〇〇 m^3/s とし改修に着手した。その後四十六年から直轄河川に編入されたが、二十五年から四十五年までの間に特別失業対策事業を含め約三三億円を投じ改修を促進した。この間の最も大規模な工事は嘉瀬橋下流の水路工事である。これは河道一、二〇〇 m の蛇行区間を直線化することにより、六〇〇 m の短縮するものであり、二十五年から四十年までの一六年間を要し総額約三億七、〇〇〇万円を投入した。またこの工事に要した用地は約三〇万平方 m であったが、地元の計画的な農地交換により用地買収も完了し、当時を記念した碑が現在佐賀市嘉瀬町に設置されている。

嘉瀬川は四十六年から直轄河川に編入され、四十八年には官人橋における基本高水の最大流量を三、四〇〇 m^3/s とし、嘉瀬川ダムにより九〇〇 m^3/s を調節し、計画高水流量を二、五〇〇 m^3/s とする現計画に改訂された。このように計画高水



嘉瀬川改修 (ショートカット)

六 治水・水利

(一) 河川防災

